

浮き城のまち景観賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、周辺環境と景観上の調和を図り造形意匠上優れた建築物等を浮き城のまち景観賞（以下「景観賞」という。）として表彰することにより、良好な景観創出のための市民意識の醸成を図り、もって地域の個性を伸ばす景観形成に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 景観賞の表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する建築物若しくは一団の建築物又はその他の工作物（以下「建築物等」という。）で、現に使用されているもの。
- (2) 市内に存在する自然景観及びこれらで構成されている路地や街並み（以下「自然景観等」という。）
- (3) その他前条に定める目的に対し特に功績のあった者

(表彰)

第3条 表彰は、前条第1号及び第2号に規定する建築物等及び自然景観等のうち、特に優秀と認められるものの所有者、設計者及び施工者又は同条第3号に規定する者に対して、表彰状及び記念品を授与することにより行う。ただし、当該建築物等の所有者が国、及び地方公共団体であるときは、授与の内容を変更することができる。

2 表彰は、原則として年1回行うものとする。

(審査委員会)

第4条 景観賞の被表彰者を決定するため、浮き城のまち景観賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(後援)

第5条 市長は、景観賞の表彰の実施にあたり、第1条の目的に賛同する関係機関等に対し、後援を依頼することができる。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

浮き城のまち景観賞実施要領

第1 趣旨

この要領は、浮き城のまち景観賞表彰要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定める。

第2 表彰対象

1 要綱第2条第1号の表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 周辺環境の向上と景観上の調和を図った建築物等
- (2) 植栽など一体的に美観形成を図り、まちづくりに寄与している建築物等
- (3) 都市空間を効果的に利用し、市民に親しまれ、心に潤いを与えている建築物等
- (4) 建築物自体の美しさを造形意匠上、効果的に表現した建築物等
- (5) その他浮き城のまち景観賞（以下「景観賞」という。）の表彰の目的に該当する建築物等

2 要綱第2条第2号の表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 良好な景観の形成上特に優れていると認められる公園、庭園、広場、河川、水路、池、橋、彫刻、モニュメント等及びこれらで構成されている路地や街並み
- (2) その他景観賞の表彰の目的に該当する自然景観等

3 要綱第2条第3号の表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 景観協定やまちづくり規範などを策定し、景観に配慮したまちづくりを行うことに寄与した個人又は団体
- (2) 魅力的なまちづくりの活動や良好な景観を守り育てる活動を積極的に行っている個人又は団体

第3 表彰

1 景観賞の表彰対象建築物等は、原則として、優れた景観を創出しているもの1作品とする。

2 表彰対象建築物等の推薦者については、限定しない。

3 発表日から当該年度末までの間に表彰に値しない不祥事が発生した場合であつて、所有者にその原因があるときは作品の表彰を取り消し、設計者又は施工者に

その原因があるときはその設計者又は施工者の表彰を取り消す。

第4 審査委員会

- 1 浮き城のまち景観賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、委員10人以内をもって組織し、景観賞の選定に必要な各分野について優れた知識及び経験を有する者並びに公募の市民のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 8 浮き城のまち景観賞審査基準は、別に定める。
- 9 審査委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第5 審査

- 1 応募作品は、応募年度から3年間、審査対象とすることができる。
- 2 景観賞の審査方法は、審査委員会による1次審査、現地審査及び最終審査とする。
- 3 1次審査は、審査委員会が応募作品について写真をもとに浮き城のまち景観賞審査基準による点数評価（別表）を行い、上位10作品を選定する。ただし、応募作品が10作品以内のときは、1次審査を省略する。
- 4 現地審査は、審査委員会が1次審査通過作品（1次審査省略作品を含む。）を現地において審査する。
- 5 最終審査は、次に掲げるところによる。
 - (1) 1次審査通過作品の中から審査委員会の審査員が景観賞候補として2作品程度を推薦する。この場合において、原則として合計推薦数の多いものを景観賞表彰作品とする。
 - (2) 合計推薦数が同数のため要領に定める表彰作品数を超える場合は、当該作品について審査委員会に出席した審査員全員により再度選定を行う。

6 審査員が、景観賞対象候補作品に関与している場合は、審査に参加しないものとする。

第6 除外規定

- 1 応募から表彰までの間に表彰に値しない不祥事が生じた場合であって、所有者にその原因があるときは作品を表彰対象から除外する。
- 2 設計者又は施工者にその原因があるときはその設計者又は施工者を表彰対象から除外する。

第7 受賞者の協力

受賞者は、受賞建築物等の見学協力等、この表彰制度の発展のために協力するものとする。

第8 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月3日から施行する。

浮き城のまち景観賞審査基準

浮き城のまち景観賞審査基準を次のとおり定める。

1 行田らしさの視点

- (1) 行田の歴史、伝統に根ざした配慮がなされている。
- (2) 長い期間にわたり建築物、工作物及び自然景観等を良好に保全している。
- (3) 屋敷林や田園風景等地域特有の景観要素を、有効に活かしている。

2 美しいまちづくりの視点

- (1) 色彩、造形的に周辺の景観と調和している。
- (2) 良好な都市空間の形成により、まちのモデルとなっている。
- (3) 水や緑などを導入し、地域にうるおいや親しみを与えている。

附 則

この審査基準は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年8月11日から施行する。

浮き城のまち景観賞実施要領・第5（審査）の3に基づく点数評価は、
下表により行うものとする。

（別表）

大項目	小項目	評価点 (30点満点)
1 行田らしさの 視点	(1) 行田の歴史、伝統に根ざした配慮がなされている。 (2) 長い期間にわたり建築物、工作物及び自然景観等を良好に保全している。 (3) 屋敷林や田園風景等地域特有の景観要素を有効に活かしている。	15点
2 美しいまちづくりの視点	(1) 色彩、造形的に周辺の景観と調和している。 (2) 良好な都市空間の形成により、まちのモデルとなっている。 (3) 水や緑などを導入し、地域にうるおいや親しみを与えている。	15点
合 計		30点